

福島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制を整備するため、別表に掲げる者（以下「補助事業者等」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助の対象及び補助額）

第2条 補助金は、別表に掲げる事業を補助事業者等が実施する場合に、当該事業に要する経費について補助事業者等に対して交付するものとし、その額は、次のとおりとする。

- （1）別表の補助基準額と補助対象経費（当該事業に要する経費から他の補助金等の収入を除いた額）の実支出額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を対象として、予算の範囲内において知事が定める額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（申請書の様式等）

第3条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号のその他別に定める書類は、次のとおりとする。

- （1）事業計画書（第2号様式）
- （2）収支予算書（第3号様式）
- （3）施設に係るものにあつては、実施設計書
- （4）機械、器具及び備品等の設備に係るものにあつては、見積書等
- （5）その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付の条件）

第4条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）事業実施計画を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。
- （2）事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （3）事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （4）事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らねばならない。
- (7) 補助金と補助対象事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした第10号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働省大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

(変更の承認の申請)

第5条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）変更（中止、廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。なお、規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、事業に要する経費の2割以内の減額変更とする。

(申請を取り下げることができる期日)

第6条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第7条 知事は必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、福島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）補助金概算払請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(事業完了の報告)

第8条 補助事業者等は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）完了報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実績報告書（第7号様式）により事業完了の日から起算して20日を経過した日、又は補助金交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早

い日までに行わなければならない。ただし、概算払により、交付決定の通知をした補助金の額の全額を支出した場合にあっては、実績報告は、当該補助事業の完了又は廃止の承認の日から20日以内、又は交付翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行うものとする。

- 2 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業について、規則第13条の規定による実績報告は、知事が別に定める実績報告書により事業完了の日から起算して20日を経過した日、又は補助金交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(消費税仕入控除税額)

第10条 補助事業者等は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に関する消費税仕入控除税額が確定した場合は、第8号様式により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の交付の請求)

- 第11条 補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者等は、補助事業が完了した場合は、第9条第1項の実績報告書に併せて、福島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）補助金交付請求書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。
- 2 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業について、補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者等は、補助事業が完了した場合は、第9条第2項の実績報告書に併せて、知事が別に定める補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

(会計帳簿等の整備)

第12条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(その他)

第13条 その他必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年7月22日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和3年3月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和3年7月30日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和3年10月21日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和5年5月8日から施行し、令和5年5月8日から適用する。

別 表

事業区分	補助事業者等	基準額	対象経費	補助率
新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業	中核市	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10/10
新型コロナウイルス感染症対策事業	中核市及び県が要請した新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金、往診等に要する経費、病床確保料	10/10
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業（旧新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業）	新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があり、G-MIS 上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関等	知事が必要と認めた額	初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10/10

事業区分	補助事業者等	基準額	対象経費	補助率
外来対応医療機 関設備整備事業 （旧帰国者・接 触者外来等設備 整備事業）	新型コロナウ イルス感染症 患者を診療し た実績がある 外来対応医療 機関（※） ※「新型コロ ナウイルス感 染症に対応し た医療体制に ついて」（令 和2年2月1 日厚生労働省 医政局地域医 療計画課・健 康局結核感染 症課事務連 絡）に基づき 設置された帰 国者・接触者 外来、並びに 「次のインフ ルエンザ流行 に備えた体制 整備につい て」（令和2 年9月4日厚 生労働省新型 コロナウイル ス感染症対策 推進本部事務 連絡）及び 「新型コロナ ウイルス感染 症の感染症法 の位置づけの 変更に伴う医 療提供体制の 移行及び公費	知事が必 要と認め た額	使用料及び賃借料、備品 購入費、補助及び交付金	10 / 10

	<p>支援の具体的な内容について」（令和5年3月17日付け事務連絡）に基づく外来対応医療機関をいう。</p>			
--	--	--	--	--

事業区分	補助事業者等	基準額	対象経費	補助率
感染症対策専門家派遣等事業	中核市	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10/10
新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業	市町村及びその他知事が認める者	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料、補助及び交付金	10/10
DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業	市町村及びその他知事が認める者	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、旅費、需用費（消耗品費、材料費、燃料費、食糧費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、補助及び交付金	10/10
新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師派遣体制の確保事業	市町村及びその他知事が認める者	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料、補助及び交付金	10/10

事業区分	補助事業者等	基準額	対象経費	補助率
新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業	市町村及びその他知事が認める者	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料、補助及び交付金	10/10
新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関に対する継続・再開支援事業	市町村及びその他知事が認める者	知事が必要と認めた額	需用費（消耗品費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10/10
医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業	外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関であって、かつ、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関として知事が認める者	知事が必要と認めた額	備品購入費、補助及び交付金	10/10
新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業	重点医療機関	知事が必要と認めた額	委託料、補助及び交付金、病床確保料	10/10

事業区分	補助事業者等	基準額	対象経費	補助率
新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	疑い患者を診療した実績がある救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関 （救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院等） ※ 対象となる医療機関は保険医療機関に限る。	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10/10

事業区分	補助事業者等	基準額	対象経費	補助率
外来対応医療機関確保事業	令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関）の対応を行い、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関	知事が必要と認めた額	初度設備に必要な需用費（消耗品費、修繕料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10/10
新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業	外部の医療機関が出張して実施する形態の職域接種を行うもの	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10/10